

豊後高田市告示第80号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び豊後高田市税条例第18条の規定に基づき、別紙の者に係る豊後高田市国民健康保険税条例第25条に規定する書類を、その送達を受けるべき者の住所等が不明であり送達が困難なため、公示送達する。

当該書類については、豊後高田市税務課において保管し、送達を受けるものより直接請求があった場合は直ちに交付する。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、本日から起算して7日を経過したときは、送達があったものとみなす。

令和8年9月10日

豊後高田市長 佐々木 敏 夫



